



新型コロナウイルス感染症に関する PCR 検査について

2020年3月6日からPCR検査が保健所を経由することなく、医療機関が民間の検査機関に直接依頼ができるようになりました。



PCR検査は検体の中に含まれるウイルスの遺伝子を増やして見つける検査です。本来のPCR検査の検体は痰、咽頭ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液、唾液などを用いますが、ぬぐい液の検体採取は医師が行う医療行為であり、採取時に飛沫感染のリスクがありましたが**検体が唾液の場合**は自己採取することができます。ぬぐい液及び唾液の有用性については、両者で



良好な一致率が認められるとの研究結果が示されました。



この結果をもとに、症状発症から9日以内の者については唾液PCR検査が可能になり、有症状者だけでなく**無症状者に対しても**、唾液を用いた検査を活用できるようになりました。社会経済活動の再開に伴い就業上の諸事情によりPCR検査を必要となる方やご希望される事業所の方がいらっしゃるかと思います。

産業健診センターでは**企業・団体の方**に対し『現在感染しているかどうか』を調べる検査として受付を開始しました。こちらの検査につきましては、詳細な打ち合わせが必要になりますので、当センター内渉外課へご相談ください。

こちらの検査は、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると医師が診断した場合を除き、**自費診療扱い**となります。また、検体採取時における体内のウイルスの存否確認をするためのものであり、確定診断をするものではありません。症状のある方や強く陽性を疑う方は、各地域の受診・相談センターへの相談をお勧めします。

参考資料：厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症に関する検査について」